

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

官報の電子化

国の法令や公示事項を掲載している「官報」は明治16年から紙で発行されてきたが、本年4月に電子化され、官報発行サイトに掲載される電子データが正本となる。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

2/ 3(月) 赤口 立春、贈与税の申告開始(～3月17日)
4(火) 先勝 さっぽろ雪まつり
5(水) 友引
6(木) 先負 初午
7(金) 仏滅 アジア冬季競技大会(～14日・ハルビン)
8(土) 大安
9(日) 赤口

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
1/27(月)	39,566 ▼366	155.86 ▼0.49
28(火)	39,017 ▼549	155.84 △0.02
29(水)	39,415 △398	155.29 △0.55
30(木)	39,514 △99	154.53 △0.76
31(金)	39,572 △58	154.65 ▼0.12

DC一時金と退職金等を受け取る場合

令和7年度税制改正大綱では、確定拠出年金(iDeCoや企業型DC)を一時金で受け取った後、一定期間内に退職金等を受け取る場合における退職所得控除の調整規定の見直しが盛り込まれています。

◆退職所得控除の計算上、重複期間を排除

確定拠出年金を老齢一時金(DC一時金)で受け取った場合は、退職所得として取り扱われ、勤続期間(加入期間)に応じた退職所得控除や1/2課税の適用を受けることができます。ただし、DC一時金と会社からの退職金等を一定期間内に受け取る場合などは、退職所得控除の計算上、重複する勤続期間等を排除する規定があります。

先にDC一時金を受け取った後に会社からの退職金を受け取るケースでは現行、退職金を受け取った年の前年以前4年以内にDC一時金を受け取っている場合に勤続期間等の重複排除が適用されます。そのため、例えば60歳でDC一時金を受け取り、65歳で退職金を受け取った場合は重複排除はなく、勤続期間に応じた退職所得控除を受けられました。

◆令和8年から重複排除の対象期間が拡大

しかし、令和7年度税制改正において、退職金等を受け取った年の前年以前「9年内」にDC一時金を受け取っている場合を勤続期間等の重複排除の対象とする見直しが予定されています。

この改正は、令和8年1月1日以後にDC一時金の支払を受けている場合で、同日以後に支払を受けべき退職金等について適用されます。

なお、退職金等を受け取った後にDC一時金を受け取るケースでは、前年以前19年以内に退職金等を受け取っている場合が重複排除の対象です(改正なし)。

■この記事の詳細は、情報BOX201505

一定の国外財産を保有している場合は

その年の12月末時点で5千万円を超える国外財産を保有している方は、財産の種類や数量、価額などを記載した「国外財産調書」を所轄税務署長に提出しなければなりません(正当な理由なく提出がない又は虚偽記載の場合は罰則あり)。

国税庁によると、令和5年分の国外財産調書の提出件数は1万3243件でした。また、調書に記載された総財産額は6兆4897億円となり、そのうち「有価証券」が約6割(4兆905億円)を占めています。

なお、令和5年分から国外財産調書の提出期限は「その年の翌年の6月30日」となっています(財産債務調書も同様)。

★★★ 2月のチェックポイント ★★★

※贈与税の申告と納付は2月3日～3月17日。

※所得税の確定申告と納付は2月17日～3月17日。給与所得者でも給与収入が2千万円を超えている方や、2カ所以上から給与を受けた方、副収入等の所得が20万円を超える方などは確定申告を行う必要があります。

※2月1日～3月18日は「サイバーセキュリティ月間」。フィッシングやランサムウェアなどサイバー攻撃が巧妙化しているため、被害にあわないためにもセキュリティ対策に取り組みます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

DC一時金を受け取っている場合の退職所得控除の調整規定等の見直し

令和7年度税制改正大綱では、確定拠出年金（企業型DCやiDeCo）の老齢一時金を受け取った後に勤務先からの退職手当等の支払を受ける場合における退職所得控除の調整規定等の見直しが盛り込まれました。

◆退職手当等の課税の取扱い

退職所得とは、退職により勤務先から受ける退職手当等の所得をいい、退職所得控除や1/2課税、他の所得と分離して課税されるなど、税負担が軽くなるよう取扱いが優遇されています。

確定拠出年金法に規定する企業型年金規約または個人型年金規約に基づいて老齢給付金として支給される一時金なども退職手当等とみなされ、次のように退職所得金額を計算します。

◎退職所得金額の計算方法

退職所得の金額は、原則として、退職手当等の収入金額から勤続年数に応じた退職所得控除額を差し引いた残額に1/2を乗じた金額となります。

【課税退職所得金額＝（収入金額－退職所得控除額）×1/2】

※特定役員退職手当等に該当する場合は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を差し引いた額が退職所得金額となり、1/2課税の適用はありません。また、短期退職手当等に該当する場合は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を差し引いた額のうち300万円を超える部分について、1/2課税の適用はありません。

◎退職所得控除額

退職所得控除額は、勤続年数に応じて次のように計算します。なお、確定拠出年金などにおいては掛金の払込期間が勤続年数とみなされます。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数 ※計算後の金額が80万円に満たない場合は、80万円
20年超の場合	800万円+70万円×（勤続年数－20年）

◆前年以前に他の退職手当等を受けている場合の退職所得控除の調整規定

退職手当等を受け取る年の前年以前に他の退職手当等を受けている場合は、退職所得控除の計算において調整規定の適用を受ける場合があります。

現行では、退職手当等を受け取った年の前年以前4年以内に他の支払者から支払われた退職手当等を受け取っている場合に、退職所得控除の計算上、前の退職手当等の勤続年数との重複期間を排除して控除額を計算します。

また、確定拠出年金の老齢給付金として支給される一時金（DC一時金）の支払を受けた年の前年以前19年以内に他の支払者から支払われた退職手当等を受け取っている場合についても重複期間を排除して退職所得控除額を計算します。

◎令和7年度税制改正大綱に盛り込まれた改正の概要

近年、定年の引上げ等により、先にDC一時金を受け取り、5年以上経過後に退職手当等を受け取るケースが増加しており、この場合は重複期間の排除はないため、勤続年数に応じた退職所得控除が適用できます。

しかし、課税の公平性の観点から令和7年度税制改正大綱において、次のような重複排除に係る調整規定の対象を拡大する見直し等が盛り込まれました。

①退職手当等（DC一時金を除く）の支払を受ける年の前年以前9年内（現行：4年内）にDC一時金の支払を受けている場合には、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の対象とする。

②DC一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間を10年（現行：7年）とする。

③退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者（現行：退職手当等の支払をする法人の役員である居住者）に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととする。

上記①、②の改正は、令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払を受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用します。また、③の改正は令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用します。